

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会 委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会(以下「当協議会」という。)における委員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 本規程で定める委員とは、委員会にて承認された者とする。

(報酬)

第3条 当協議会は、委員は、無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する委員は、本規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、当協議会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は、2024年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、2024年6月23日から施行する。